

府内保険薬局 御中

大阪府健康医療部長

感染症法に基づく医療措置協定にかかる事前調査について

日頃から、健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 4 年 12 月に公布され、都道府県は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定（薬局においては、自宅療養者等に対する医療の提供）を締結することとなりました。

つきましては、この度、医療措置協定の医療機関との円滑な協議・締結に資するよう、医療機関調査（事前調査）を行いたく、同封している資料をご確認の上、大阪府行政オンラインシステムからご回答いただきますようお願い申し上げます（オンラインシステムよりご回答いただきたい調査内容は、裏面のとおりです。裏面の調査様式をご確認の上、システムに入力いただくと、スムーズなご回答が可能です）。

【添付資料】協定締結に先立つ事前調査のご協力のお願い

【問合せ先（9：00～18：00（コールセンターを除く））】健康医療部

- 1 大阪府行政オンラインシステムの操作及び事前調査に関すること（以下項目の内容以外）
大阪府コールセンター
電話：06-7178-3567（土曜日・日曜日・祝日含む 9:00～21:00）
- 2 協定締結に関すること及び個人防護具の備蓄に関すること
保健医療室感染症対策企画課計画調整グループ
電話：06-4397-3612 E-mail: kansenshotaisaku-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp
- 3 上記 1、2 以外の薬局の業務に関すること
生活衛生室薬務課医薬品流通グループ
電話：06-6941-0351（内線 2470） E-mail: yakumu-g22@gbox.pref.osaka.lg.jp

感染症法に基づく医療措置協定にかかる事前調査について

【薬局用】

新興感染症（新型コロナウイルス感染症等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）及び新感染症を基本とする。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定締結に当たっての意向について、以下ご回答ください。

※（参考）対応可能見込数については、参考記載とし、可能な範囲で記載

※服薬指導や薬剤等の配送については、対応いただく日時は考慮せず、ご回答ください。

まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

① 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下にご回答ください。

流行初期期間（新興感染症発生の公表後3か月程度）と流行初期期間経過後（新興感染症発生の公表後4か月程度から6か月程度以内）に分けてお聞かせします。

※（参考）対応可能見込数については、参考記載とし、可能な範囲で記載

※服薬指導や薬剤等の配送については、対応いただく日時は考慮せず、ご回答ください。

各回答項目の番号（例（1）-1）は、大阪府行政オンラインシステムの回答番号と一致

1 自宅療養者への電話・オンライン服薬指導等の可否

	提供の可否【流行初期期間】（新興感染症発生の公表後3か月程度）			提供の可否【流行初期期間経過後】（新興感染症発生の公表後4か月程度から6か月程度以内）		
	服薬指導等			服薬指導等		
	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否
自宅療養者への電話・オンライン服薬指導等の可否	(1)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(1)-2 【最大〇人/日】	(1)-3 【可能/不可】	(2)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(2)-2 【最大〇人/日】	(2)-3 【可能/不可】

2 宿泊療養施設療養者への電話・オンライン服薬指導等の可否

	提供の可否【流行初期期間】（新興感染症発生の公表後3か月程度）			提供の可否【流行初期期間経過後】（新興感染症発生の公表後4か月程度から6か月程度以内）		
	服薬指導等			服薬指導等		
	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否
宿泊療養施設への電話・オンライン服薬指導等の可否	(3)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(3)-2 【最大〇人/日】	(3)-3 【可能/不可】	(4)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(4)-2 【最大〇人/日】	(4)-3 【可能/不可】

3 高齢者施設等への電話・オンライン服薬指導等の可否

	提供の可否【流行初期期間】（新興感染症発生の公表後3か月程度）			提供の可否【流行初期期間経過後】（新興感染症発生の公表後4か月程度から6か月程度以内）		
	服薬指導等			服薬指導等		
	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否	実施の可否	（参考）対応可能見込数	薬剤等の配送の可否
高齢者施設等への電話・オンライン服薬指導等の可否	(5)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(5)-2 【最大〇人/日】	(5)-3 【可能/不可】	(6)-1 【①電話又はオンライン服薬指導 ②訪問しての服薬指導 ③問方可 ④不可】	(6)-2 【最大〇人/日】	(6)-3 【可能/不可】

※高齢者施設等

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定

② 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等があれば、ご回答ください（任意項目）。

※備蓄量は各機関の使用量2か月分以上（これまでのコロナ対応での平均的な使用量）とすることを推奨。

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものと、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同等なものとします。

	備蓄予定	
	〇か月分	〇枚
サージカルマスク	(7)-1 【〇か月分】	(7)-2 【〇枚】
N95マスク	(8)-1 【〇か月分】	(8)-2 【〇枚】
アイソレーションガウン	(9)-1 【〇か月分】	(9)-2 【〇枚】
フェイスシールド	(10)-1 【〇か月分】	(10)-2 【〇枚】
非滅菌手袋	(11)-1 【〇か月分】	(11)-2 【〇枚】